

## 令和元年度 介護保険負担限度額認定証の更新について（お知らせ）

### 【1】 現在認定証をお持ちの方について

被保険者の住所地又は送付先設定の住所に更新申請書を送付します。姫路市介護保険課へ7月1日(月)までに提出をお願いします。（6月10日一斉発送予定です。）

#### （提出の方法）

- ① 郵送にて、申請書を提出してください。（更新案内に返信用封筒を同封しています。）
- ② 申請書記載の上、下記の窓口を持参してください。
  - ・介護保険課窓口、各支所・出張所・サービスセンター・保健福祉サービスセンター、
  - 駅前市役所、家島事務所の各窓口（家島以外の地域事務所では受付しておりません。夢前・香寺・安富の地域の方は各地域の保健福祉サービスセンターへお越しください。）

※申請書を紛失している場合は、ホームページの「各種申請手続きのご案内」→「手続きの概要」ページより申請書をダウンロードしてご使用ください。

※ダウンロードできない場合は、各支所・出張所・サービスセンターと保健福祉サービスセンターにも申請書を備え付けています。

#### （注意事項）

- ・必要事項の記入がないと、更新手続きが遅れる場合があります。特に同意欄の記名・押印のもれにご注意ください。必要事項の記入がないなどの不備があった場合、介護保険課よりご連絡をいたします。
- ・7月1日(月)の締切以後も受付いたしますが、7月下旬の認定証等の発送が遅れる場合がございますので、あらかじめご承知ください。

なお、8月以降も継続して認定を受けていただく最終の締切は8月31日です。9月1日以後の受付は8月の認定が受けられませんので、特にご注意ください。

- 【2】 今回新たに認定いたします負担限度額の有効期限は、令和2年7月31日までとなります。負担限度額認定の有効期限は、8月1日から翌年7月末日までとなっており、毎年申請が必要となります。

※8月1日以降については、必ず新しい認定証を施設等に提示の上、サービスをご利用ください。  
新しい認定証は7月末に送付予定です。

## 申請書の提出についての注意事項

### 認定要件

第1段階	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者</li><li>・ 生活保護受給者</li><li>・ 境界層該当者（本来の負担額であれば生活保護が必要になるが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方）</li></ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民税非課税世帯であって、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額（※1）と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li><li>・ 境界層該当者</li></ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民税非課税世帯であって、利用者負担段階第1段階・第2段階該当者以外の方</li><li>・ 境界層該当者</li><li>・ 市民税課税層における特例減額措置（※2）の適用がある方</li></ul>

**市民税非課税世帯であっても、下記①②いずれかに該当する場合、負担限度額認定の対象にはなりません。**

- ① 別世帯にいる配偶者（世帯分離している場合も含む）が市民税課税者である場合
- ② 本人及び配偶者の預貯金等の合計が2,000万円（配偶者がいない場合は1,000万円）を超える場合

（※1）利用者負担段階の判定に用いる収入には、非課税年金（遺族年金・障害年金）収入も含まれます。

（※2）市民税課税層における特例減額措置……高齢夫婦世帯等で、かつ施設に入所し食費・居住費を全額負担した結果、もう一方の配偶者が生計困難に陥る場合は、申請により負担限度額が認定されます（収入・預貯金等が一定以下であること）。詳しくは別途お問い合わせください。

### 添付書類

境界層に該当する方は、生活保護を申請した際に福祉事務所で発行される『境界層該当証明書』を添付してください。

**※昨年度まで依頼していた預金通帳の写しは、金融機関に預貯金調査をすることになりましたので、添付の必要はありません。**

**※9月以降は、昨年度と同様に本人及び配偶者の預貯金等の写しが必要となります。**

#### 【お問い合わせ先】

〒670-8501

兵庫県姫路市安田四丁目1番地

姫路市介護保険課

受給者管理給付担当 寺元・中川

TEL (079) 221-2449・2494